

## 【土砂等を運搬する工事用車両を運行させる場合の交通安全の確保のお願い】

工事に伴う土砂等の運搬について、道路上をダンプカーなどの大型車両を一定期間にわたり連続往復運行をさせる場合は、交通安全の確保のため次の各号に掲げる事項を遵守するようお願いいたします。

### 1 交通安全教育等

道路状況に応じた工事車両の運行計画の確立と工事車両の運行管理の徹底を図り、また、工事車両運転者（以下「運転者」という。）に対し安全運転管理者等による道路交通法及びその他関係諸法令を遵守し交通事故を起さないための交通安全教育を徹底し、交通事故の防止に努めること。

### 2 運行経路

工事車両の運行経路の選定に当たっては、主に国道、県道などの幅員の広い幹線道路を選定するものとし、団地内道路、一般生活道路、スクールゾーン内道路又は通学路に指定されている道路は極力避け、やむを得ず幅員の狭い道路を運行する場合は安全運行に十分配慮したものとすること。

### 3 使用車両

運行経路となる道路の幅員や道路状況を考慮し、道路状況に適した車両を選定し使用するとともに、当該使用車両は交通の危険を生じさせ、また、他人に迷惑を及ぼすおそれがある整備不良車両でないこと。

### 4 運行経路の厳守

運転者に対し、開発事業者等の選定した運行経路の走行を厳守させるとともに、随時、工事車両の運行経路違反防止のため運行状況を点検すること。

また、開発事業者等は、運転者の経路の短縮などの運行経路違反を助長するような土砂等の搬出入作業を行わないこと。

### 5 過積載の防止

運転者に対し、土砂等の過積載となる工事車両の運行をさせてはならず、また、荷台わく以上の積載を禁止し、土砂等の落下や飛散防止のため荷台のシートかけを完全に行わせること。

また、通過道路全般にわたり、常に路面監視を行ない、工事車両からの落下物の有無の点検を実施し、落下物を確認した場合は、速やかに撤去、清掃等を行うこと。

## 6 交通整理員の配置

交通安全の確保と交通の流れの円滑のため次による交通整理員（反射性上衣・ヘルメット着用、警笛・赤色旗等保持）を配置し工事車両の運行に細心の注意を払うこと。

- (1) 土砂等の搬出入口での配置。
- (2) 運行経路の付近に小・中学校がありやむを得ず通学路を運行する場合には、児童及び生徒の通行に危険を及ぼすことが想定される場所及び児童・生徒の下课時間帯（平日午後1時～4時）での配置。
- (3) 道路の狭隘部及び曲り角、坂道、交差点等の見通しの悪い箇所での配置。
- (4) その他、運行する道路の状況により必要な場所での配置。

## 7 運行時間及び運行の抑止等

工事車両の運行時間等については次のとおりとすること。

- (1) 児童・生徒の登校時間帯（平日午前7時30分～8時30分）は工事車両の運行を抑止すること。
- (2) 工事車両の運行は平日（月曜日から金曜日まで）の午前9時から午後5時までとし、原則として、日曜日及び休祭日は工事車両の運行はさせないこと。
- (3) 土曜日、春季期間（4月5日から4月15日）、夏季期間（7月21日から8月31日）及び年末年始（12月21日から1月10日まで）は工事車両の運行を自粛すること。

## 8 苦情への対応

工事車両の運行に際して苦情等があった場合は、開発事業者等において誠意をもって対処すること。

## 9 所轄警察署との協議

工事車両の運行計画について、事前に運行経路に係る所轄警察署と協議を行ない、その指示に従うこと。

## 10 その他の措置

工事車両を運行させる場合は次の措置を講じること。

- (1) 工事車両の運転席の前方で車外から見やすい箇所に当該工事関係車両であることを示す明示板を設置すること。
- (2) 土砂等の搬出入口付近に注意看板を設置すること。
- (3) 搬出入口では工事車両を一旦停止させること。
- (4) その他必要と認めること。